



お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ



● NHK受信料の免除
みは市役所福祉課・支所へ
これらのサービスの申し込み

これらは市役所福祉課と介護保険施設で共通するサービスです。原則として介護保険施設によるものを優先します。

● 有料道路料金の割引
▼対象 次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳を持つ方、自ら運転する②第1種身体障害者または第2種知的障害者を介護している方、障害のある方を乗せて運転する
利用方法 利用前に障害者手帳への押印（車両の登録）を受け、料金所で手帳を提示して下さい。※ETCも利用できます

● ヘルプマークの配布
▼対象 痛足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方 ※配付は無料です

● 心身障害者扶養共済制度
障害者の保護者に万が一のことがあつた場合、残された障害者に年金を支払う制度です。
▼対象 身体障害者手帳（1・3級）または療育手帳の交換する
▼割引率 5割以内

● 内容／対象 ①更生医療：指定病院などで、血液人工透析、心臓手術など、機能回復のために行う治療の本人負担分を給付／18歳未満の方②育成医療：指定病院などで、脊柱側弯矯正の手術費用、正治療、心臓治療など、機能回復のために行う治療の本人負担分を給付／18歳未満の方③精神通院：精神疾病的通院医療費を負担／精神疾患で、精神科などに通院している方（世帯所得や疾病などで自己負担限度額があります）

市役所福祉課
0587(32)1281

● 利用方法 事前に申請してください
● 寝具の洗濯、乾燥サービス
未満の健康な方
▼掛け金 左表（2口まで加入できます）月2万円（2口加入者は4万円）
▼その他 加入者が死亡または重度障害になつたとき（4月1日現在）以降最初に到来する加入月に達し、かつ継続して20年以上加入したときは、その後の掛け金を免除します

● 手話通訳者・要約筆記者の派遣
▼対象 聴覚障害や音声・言語障害のある方、聴覚障害などのある方とコミュニケーションをとる必要のある方
内容 医療、健康、就職、教育、保育などに関することで、必要なときに手話通訳シヨンをとる必要があります
方法 派遣日の7日前までに申請してください

● 自動車改造費補助
▼対象 次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1～3級②療育手帳A・B判定③戦傷病者手帳特別項症④精神障害者保健福祉手帳5項症⑤精神障害者保健福祉手帳1～2級
内容 本料金の9割相当分（上限730円。年間最大24枚の利用券を交付）
▼費用 10万円以内（所得制限があります）
▼利用方法 改造置の一部を改造する

令和元年(2019年)7月号 第1176号

加入時の年齢	掛け金（月額・1口）
~34歳	9,300円
35歳～39歳	11,400円
40歳～44歳	14,300円
45歳～49歳	17,300円
50歳～54歳	18,800円
55歳～59歳	20,700円
60歳～64歳	23,300円

● 心身障害者扶養共済掛け金
または乳幼児期以前の脳梗塞による運動機能障害（移動機能障害）のある身体障害者手帳3級以上の方
▼補助額 20万円以内（所得に応じて一部自己負担）

● 住宅改修費の補助
▼対象 下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の脳梗塞による運動機能障害（移動機能障害）のある身体障害者手帳3級以上の方
● 訪問入浴サービス
▼対象 身体障害者手帳1～3級の肢体不自由の方、または療育手帳A判定で、次の全てに該当する場合 ①視覚・聴覚障害者②身体障害者手帳（視覚・聴覚障害を除く）1・2級③療育手帳A判定④戦傷病者手帳特別項症⑤精神障害者保健福祉手帳1級、金額免除：障害者手帳を持つ方、入浴させるのが困難⑥医師が入浴可能と認めた⑦入浴時に家族または介助者が在宅

● 視覚障害者歩行訓練
▼対象 視覚障害による身体障害者手帳を持っている方
● 手話通訳者の配置
▼対象 聴覚障害などのある方
● 手話通訳の配置
▼対象 聽覚障害などのある方
● 視覚障害者歩行訓練
▼対象 視覚障害による身体障害者手帳を持っている方
● 自動車運転免許取得費補助
▼対象 身体障害者手帳を持つている方（視覚障害者は本人と介護者1人が5割引きになります。精神障害者保健福祉手帳の欄が第1種の方は、手帳を提示すると本人と介護者1人が5割引き、第2種の方は本人のみ5割引きになります。精神障害者保健福祉手帳を提示すると本人と介護者1人が5割引き、3級の方は本人のみ5割引きになります。）

令和元年(2019年)7月号 第1176号



● コミュニティバス利用料金の割引
▼対象 普通自動車免許を持つ方、70歳以上の方、聴覚障害のあることを理由に免許に条件（特定後写鏡で普通車の乗用車に限る）を付されている運転者、肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている運転者、妊娠中または出産後8週間以内の運転者
▼申し込み 稲沢警察署交通課（0587(32)0110）
● 鉄道・バス・航空運賃の割引
▼対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方
● 携帯電話料金の割引
▼対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方
● NTT電話番号案内料の免除
▼対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方
● タクシー料金の割引
▼対象 身体障害者手帳または療育手帳などを持っている方
● 自動車改造費補助
▼対象 聴覚障害や音声・言語障害のある方とコミュニケーションをとる必要のある方
● 手話通訳者・要約筆記者の派遣
▼対象 身体障害者手帳1～3級②療育手帳A・B判定③戦傷病者手帳特別項症④精神障害者保健福祉手帳5項症⑤精神障害者保健福祉手帳1～2級
内容 本料金の9割相当分（上限730円。年間最大24枚の利用券を交付）
▼費用 10万円以内（所得制限があります）
▼利用方法 改造置の一部を改造する

令和元年(2019年)7月号 第1176号

● 自立支援医療
▼内容／対象 ①更生医療：指定病院などで、血液人工透析、心臓手術など、機能回復のために行う治療の本人負担分を給付／18歳以上で、身体障害者手帳を持つ方②育成医療：指定病院などで、精神疾病的通院医療費を負担／精神疾患で、精神科などに通院している方（世帯所得や疾病などで自己負担限度額があります）

● 内容／対象 ①更生医療：指定病院などで、血液人工透析、心臓手術など、機能回復のために行う治療の本人負担分を給付／18歳未満の方②育成医療：指定病院などで、精神疾病的通院医療費を負担／精神疾患で、精神科などに通院している方（世帯所得や疾病などで自己負担限度額があります）



● 携帯電話料金の割引
▼対象 身体障害者手帳または療育手帳などを持っている方
● タクシー料金の割引
▼対象 身体障害者手帳または療育手帳などを持っている方
● 自動車改造費補助
▼対象 聴覚障害や音声・言語障害のある方とコミュニケーションをとる必要のある方
● 手話通訳者・要約筆記者の派遣
▼対象 身体障害者手帳1～3級②療育手帳A・B判定③戦傷病者手帳特別項症④精神障害者保健福祉手帳5項症⑤精神障害者保健福祉手帳1～2級
内容 本料金の9割相当分（上限730円。年間最大24枚の利用券を交付）
▼費用 10万円以内（所得制限があります）
▼利用方法 改造置の一部を改造する

令和元年(2019年)7月号 第1176号